

健福第698号

令和3年7月5日

蓮田市精神障害者当事者会そよ風 代表 高木良文 様

蓮田市長 中野和信

精神保健福祉に関する要望書について（回答）

平素は、当市の障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、令和3年6月21日付けで提出のあった要望書について、次のとおり回答いたします。

1. 小学校・中学校での精神保健教育を充実して下さい。

説明（理由）： 思春期に罹患することが多い精神疾患について、思春期をむかえる小学生・中学生に精神疾患に関する知識を持って頂きたい。高校生の精神疾患の学習については、令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領保健体育編「現代社会と健康」の单元において、「精神疾患の予防と回復」を扱うことが示され、うつ病などの精神疾患を取り上げることとなっております。

学校教育課回答： 市内各小・中学校では、学習指導要領に則り、保健分野の授業を中心に、精神疾患を含んだ心の健康についての学習をしています。子供の発達段階に応じて、思春期特有の精神状態についての知識・理解を深めるとともに、不安や欲求、ストレスに適切に対処できるよう各校に指導してまいります。

〈参考〉

現行の学習指導要領における該当部分（抜粋）

●小学校学習指導要領体育編解説

「心は年齢とともに発達すること及び心と体には密接な関係があることを理解できるように指導すること及び、不安や悩みへの対処について課題を見つけ、それらの解決を目指して知識及び技能を習得したり、解決の方法を考え、判断する」

●中学校学習指導要領保健体育編解説

「心の健康を保持増進する方法についても理解できるようにするとともに、ストレスへの対処ができるようにする必要がある。(中略) ストレスの原因となる事柄に対処すること、ストレスの原因についての受け止め方を見直すこと、友達や家族、教員、医師などの専門家に話を聞いてもらったり、相談したりすること、コミュニケーションの方法を身につけること、規則正しい生活をするなどいろいろな方法があり、その中からストレスの原因、自分や周囲の状況に応じた対処に仕方を選ぶことが大切であることを理解できるようにする。」

2. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象として下さい。

説明（理由）： 平成30年12月に、県議会で請願が採択されました。精神障害者の生活は、経済的に厳しく、生活困窮者と言えます。福利厚生と縁遠くなる精神障害者は精神科の他の科にかかることも多いのです。

福祉課回答： 精神障害者保健福祉手帳2級の方は、現在のところ、重度心身障害者医療費助成制度上、「重度の障害者」とはならないとして、制度の対象となっておりません。また、埼玉県の重度心身障害者医療費助成制度の補助事業の対象にもなっておりません。

対象者につきまして精神障害者保健福祉手帳２級まで拡大するには、その財源の全てを市で確保する必要があります。現時点におきまして、対象者の拡大は厳しい状況です。

市では、精神障害者保健福祉手帳２級につきまして、埼玉県の補助事業の対象としてほしいとの要望書を、さいたま市などとともに提出しました。今後も、引き続き、要望してまいりたいと考えております。

3. 老障介護の問題と障老介護の問題を解消するための施策をお願いします。

説明（理由）： 老障介護（年老いた親が障害者を介護する）の問題と障老介護の問題（障害者が年老いた親を介護する）は、ひきこもりがちな精神障害者にとって、切実な問題です。将来を安心して暮らせる仕組みが必要であり、保険や税金、契約書などの書類作成を本人が行うことは難しく、経済的に後見人制度が使えない人も多いのが現状です。

福祉課回答： ８０５０問題、老障介護、障老介護をはじめ障がい福祉を取り巻く課題も複雑化、多様化しています。現在、こうした課題を抱える世帯に対して、関係課が連携し、対応している事例が増えています。各分野におけるサービスや制度を活用し、市の関係課をはじめサービス事業所などの関係機関とも連携を図り、こうした問題に対応してまいりたいと考えております。あわせて、国や県の制度改正などにも注視し、継続的に研究してまいります。

4. 蓮田市職員に精神保健福祉士を増やして下さい。

説明（理由）： 健康増進課や福祉課に精神保健福祉士が数人しか配置されていないのは、明らかに人員不足です。精神保健福祉士を増員して下さい。

秘書課回答： 現在、蓮田市職員においては、精神保健福祉士の資格を有する者のほか、保健師の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者等があり、いずれも適材適所に配置されております。今後も引き続き適正な配置に努めてまいります。

5. 市民が迷わないように、福祉に関する窓口を一括して下さい。

説明（理由）： 精神障害者保健福祉手帳を所持しない人の窓口が健康増進課で、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の窓口が福祉課障害福祉担当で、生活保護される人の窓口が福祉課保護担当であることを知らないために、福祉の恩恵に与れない人たちがいます。

福祉課回答： 福祉に関する業務は複雑で多岐にわたっています。現状として、窓口の一本化はされていませんが、どの窓口でも結構ですので遠慮なくご相談いただければと思います。他課に関するものであれば、きちんと担当課にご案内させていただきます。

国では、こうした複合化・複雑化した課題に対応するため、市町村における包括的な相談支援体制整備などの取組を進めています。市としましても、国や県の動向を注視し、相談しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。